

第 21 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 4 月 25 日（月）午前 9 時 32 分から 9 時 58 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	西田	三郎		
農業委員	1 番	高田	真盛	2 番	牛野 進一郎
	4 番	砂坂	浩一郎	5 番	小山 幸良
	6 番	寺内	秀昭	7 番	河野 律雄
	8 番	古市	道則	9 番	中畠 一三
	1 0 番	中之藪	堅二郎		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田	善昭	ロ.	中園	廣行
ハ.	原田	晃生	二.	小脇	尚武

4. 欠席委員

農業委員	3 番	久保田	力雄
------	-----	-----	----

農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	向井	克巳	ヘ.	片板	大作
ト.	中峯	哲義	チ.	雨田	俊孝

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 21 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 直樹

農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係	日高 美保
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員。
農地利用最適化推進委員 向井克巳推進委員、片板大作推進委員、中峯哲義推進委員、雨田俊孝推進委員です。
なお、河野律雄委員が遅れてくるということで連絡を受けております。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
(河野律雄委員、入場・着席)
- 議長 ただいまから、第21回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中嶋一三委員、11番 西田三郎委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第21号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和4年4月28日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権4件・農地中間管理権3件を定めたいので承認を求めるものです。
資料は3ページをご覧ください。
基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。
期間の始期を令和4年5月1日から令和9年4月30日の5年間を終期とするものと、令和4年5月1日から令和14年4月30日の10年間を終期とするもので、田が●●㎡、畑が●●㎡のものとなっております。
それでは資料4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・91歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・72歳です。Bの経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は畑で、面積は●●㎡。期間5年の使用貸借です。利用内容としてラッキョウを作付けす

るということです。

図面は5ページに添付していますので、お目通しください。

整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 C・80歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・66歳。経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は田で、面積は●●㎡。水稻の作付けを行います。年間10アール当り〇万円の現金払い、5年間の新規設定です。

図面は6ページに添付していますので、お目通しください。

整理番号3番。同じくCとDの利用権設定です。申請地は〇〇字△△××番 外2筆、地目が田で、3筆の面積合計は●●㎡で、水稻を作付けし、年間〇俵（〇kg相当）、期間5年の新規設定です。

図面は7ページに添付しています。

整理番号4番。E・86歳とF・60歳の利用権設定です。利用権設定を受けるFの経営面積は●●㎡です。申請地は〇〇字△△××番 外3筆、地目は4筆とも畑で面積合計は●●㎡。さとうきびの作付けを行い、10年間の使用貸借権です。この2人は親子であります。

図面は8ページから10ページに添付していますので、確認をお願いします。

11ページをご覧ください。農地中間管理権の設定です。

公告年月日は基盤法によるものと同様で令和4年4月28日。期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間で2件と期間の終期が令和14年4月30日の10年間で1件です。

12ページをご覧ください。計画内訳書の説明をします。

整理番号1番。〇〇××番地 G・82歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端に記載してあるとおり、Hが耕作者となっております。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を作付けします。賃借料は年間10アール当り〇万円です。

図面は13ページに添付しています。

整理番号2番。西之表市〇〇××番地 Iから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Jへの貸し付けです。土地の所在は、〇〇字△△××番と××番で、面積合計が●●㎡の使用貸借です。

図面は14ページに添付していますのでお目通しください。

整理番号3番。南種子町〇〇××番地 KによるA to Aですので、耕作者も右端のとおりKとなっております。土地の所在は〇〇字△△××番 外3筆の計4筆、地目は田で、面積合計は●●㎡、水稻を作付けし、10年間の新規設定です。

賃借権及び中間管理権等を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

と考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 4番委員 はい、4番委員。
資料12ページの3番、Kさんは自分の農地を自分が借りる訳ですね。これは中間管理機構のここを通すということですか。自分のものを自分が借りるのはどうしてですか。地料代の支払いはどうなるんですか。

議長 事務局。今回も説明をお願いします。
事務局 恐らく3回目・4回目の質問になるかと思いますが、これにつきましては集積協力金のこともあるんですけども、事業の推進という意味で、ここについては、今〇〇で行われている工事については集積協力金が発生するので、そのお金を基に工事代金が掛からないようにするという方向性をもって作業を進めている状況です。ただそれ以外でも事業の利活用という意味では賃借料を発生させずに貸し借りをするというようなことも中間管理事業ではやっているの、今後もそういう提言をし、推進を図っていければと思っているところです。

議長 4番委員、よろしいですか。
4番委員 何度もすみません。分かりました。

議長 他に質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：L、譲受人：M 外1件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。
資料の16ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が2件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、熊本県球磨郡〇〇××番地 L。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は19 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Oです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m²。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、18 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は24 ページから添付しています。

以上2件につきましては、4月11日の現地調査により耕作等について確認しております。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、6番委員。

6番委員 この現在の地ですけど、〇〇公園を先に行ったところの〇〇というところの土地になります。Lさんは熊本県在住ですがここに田んぼを作っており、春の時期と収穫の時期の間、ちょこちょこ帰って来て農業を営んでおります。MさんとLさんの関係は知人ということで、特に関係はありません。田んぼを持っているんですけど、畑については耕作しないということで、この土地については、Mさんに譲るということで、書いてあるとおりです。特に問題はないと思います。よろしく願います。

議長 整理番号2番、7番委員。

7番委員 先ず本日、日時の勘違いをして大変申し訳ありませんでした。

整理番号2番ですけども、譲渡人のNさんと、譲受人のOさんは、叔父と甥っ子の関係にあります。Oさんの父親のPさんとNさんは兄弟になります。以前、この土地はOさんのお父さん名義であったんですけども、叔父のNさんがずっと耕作を続けていたそうなんですけど、今回その土地を返すという格好になって、息子さんのOさんに譲渡をするという内容のようです。内容については、3人それぞれに会って、内容の確認をいたしましたら、全く相違なく一致しておりました。3条申請に問題はありません。私の判断です。

議長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、イ推進委員。

イ推進委員 整理番号1番のLさんの土地なんですけど、Qさんの土地の中にも●●
㎡(〇〇字△△××番)あるんですけど、この土地の取り扱いはどうなっ
ているんですかね。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 図面で見ると22ページ・23ページになりますが、今回は今おっしゃる
ような部分、××番になりますかね。ここの部分について今回は無しとい
うような状況です。なのでこの部分についてはこのままにしておくという
状況になろうかと思えます。

イ推進委員 はい、分かりました。

議 長 他に質疑はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう
です。原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：R、
譲受人：S・T夫妻でございます。これを議題にします。

事 務 局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

資料29ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 S・T。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 R。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。

地目は畑。地積は●●㎡の一部、●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和4年6月から令和4年10月までの5ヶ月。

資金は、造成費〇万円、建築費として作業場〇万円、車庫〇万円の合計
〇万円で、資金内訳は、自己資金となっています。

転用目的としましては作業場・車庫です。

転用事由の詳細としまして「現在在宅で妻が〇〇を制作しており、作業
スペースや資料を保管する場所が不足しているため増築が必要。」とのこ
とです。

周囲の状況につきましては、南側に農道、北側に譲渡人から譲受人が取
得予定の土地・西側に住宅・東側に譲受人の農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 1.5m程度設ける。

(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は30ページから添付しています。

なお、この件につきましては、4月11日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番 10番委員。

10番委員 Sさんの父親であるRさんから今回土地を譲渡してもらって、現在住んでいる住宅の隣接地に作業場・車庫を増築する予定です。SさんとTさん夫妻は共に自営業でありまして、妻の方が〇〇をしているということで、作業スペースが非常に狭いということで今回増築したいということでありました。残りの土地については、父親が耕作するということでありました。

議長 長 説明が終わりました。他に質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外34筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料38ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が岐阜県岐阜市〇〇××番地 U。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は田、地積は●●㎡です。外34筆で、地積合計は●●㎡になります。

参考資料として42ページから現地調査資料を添付しております。

この35筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と

判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、4月11日の現地調査において、会長・農地部長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。